



鳥取県公報

平成 30 年 5 月 25 日 (金)
第 9 0 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (371) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (372) (〃) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (373) (くらしの安心推進課) 2
	土地改良区の解散 (374) (農地・水保全課) 3
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (375) (水産課) 3
	採石法による採取計画の変更認可の公表 (376) (鳥取県土整備事務所) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (8) 3

告 示

鳥取県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
岡歯科医院	日野郡日野町根雨448	平成30年3月31日
森医院	西伯郡南部町福成1013-17	〃

鳥取県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
株式会社ハピネ ライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-18	訪問介護	平成30年4月30日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
株式会社ハピネ ライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ケアプランセンター・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	平成30年4月30日

3 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所の名称	介護予防・日常生活支援事業所の所在地	休止年月日
株式会社ハピネ ライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-18	平成30年4月30日

鳥取県告示第373号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡八頭町	平成30年7月2日(月)	午後1時から午後3時まで	八頭郡八頭町徳丸578-1 八頭町男女共同参画センター
〃	平成30年7月5日(木)	午前10時から午後3時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館
〃	平成30年7月10日(火)	午後1時から午後3時まで	八頭郡八頭町船岡539-1 船岡地区公民館
八頭郡智頭町	平成30年7月13日(金)	午前10時から午後3時まで	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡若桜町	平成30年7月20日(金)	午後1時から午後3時まで	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町公民館

鳥取県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により、西郷中央土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第375号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、米子加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成30年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第376号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月25日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見字砂田ノ二653-7外14筆 (37,655.88平方メートル)	平成29年8月18日から平成32年8月17日まで	掘削作業計画における火薬の使用	使用なし	使用あり	平成30年5月7日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第8号**

平成30年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年5月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成30年5月28日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 選挙の同時施行について
 - (2) その他